

長浜市請負工事成績評定実施要綱の改定について

【Ⅰ. 目的】

建設業界の働き方改革、担い手確保、生産性向上の取組を適切に評価することにより、請負工事の適正かつ効率的な施工を確保する。

⇒滋賀県では平成31年4月1日に改定済み。

【Ⅱ. 主な改定点】

① 週休2日の取組に対する評価

監督員「創意工夫」で評価

創意工夫は週休2日の確保自体を評価するものではなく、他の模範となるような企業の取組を当該工事で実施した場合に評価する。

② 若手・女性技術者の登用に対する評価

当該工事において、監理技術者、主任技術者または専任の技術者として、当該工事の「公告日において35歳未満」もしくは「女性」の技術者を当該工事に配置した場合に評価する。

③ 工事書類の簡素化を促す

検査職員「施工管理」「出来形」の評価対象項目を改定

工事関係書類を簡潔に整理 → 工事関係書類を作成

出来形管理図を工夫していることを確認 → 出来形管理図により確認

④ 「成績評定の留意事項」を改定

主たる工種の選定方法を明確化

中間検査 中間検査時点で出来高構成比率が最も大きい工種とする

完了検査 直接工事費の構成比率が最も大きい工種とする。

⑤ 建築工事の考査項目運用表、「施工プロセス」チェックリストを改定

国の改定に準拠

【Ⅲ. 適用開始】

令和2年4月1日以降に入札公告する工事から適用

考查項目別運用表

(監督員)

考查項目	細 別	工 夫	考 査 項 目
5. 創意工夫	1. 創意工夫	<p>【施工】</p> <input type="checkbox"/> 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 <input type="checkbox"/> コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 照明などの視界の確保に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 支保工、型枠工、足場工、仮橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 情報化施工技術（一般化推進技術、実用化検討技術及び確認段階技術に限る）を活用した工事。（使用原則化工事を除く） ※本項目は2点の加点とする。 <input type="checkbox"/> 特殊な工法や材料を用いた工事。 <input type="checkbox"/> 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。	<p>【働き方改革】</p> 当該工事における他の模範となるような取組について、以下の項目により評価する。複数評価を可能とするが、最大2点の加点とする。 <input type="checkbox"/> 週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。 <input type="checkbox"/> 若手や女性技術者の登用など、担い手確保に向けた取組が図られている。
		<p>【品質】</p> <input type="checkbox"/> 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 <input type="checkbox"/> コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 配筋、溶接作業等に関する工夫。	<p>【その他】</p> <input type="checkbox"/> その他 理由： _____ <input type="checkbox"/> その他 理由： _____
		<p>【安全衛生】</p> <input type="checkbox"/> 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 ※本項目は2点の加点とする。 <input type="checkbox"/> 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） <input type="checkbox"/> 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 環境保全に関する工夫。	
	記述評価 (評価内容を詳細記述)	評 点： _____ 点	<p>【創意工夫の詳細評価】 工夫の内容及び具体的内容を記載</p>

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
 ※2. 評価は各項目において1つ評価（■orレ点）が付されれば1、2、3点で評価し、最大7点の加点評価とする。
 ※3. 該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
 ※4. 上記の考查項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。

考查項目別運用表(改訂版) 評価対象項目 新旧対照表

【監督員】

	(旧)平成29年4月	(新)令和2年4月
5.創意工夫		
I.創意工夫	【新技術活用】	(全面削除)
	(なし)	【働き方改革】
		当該工事における他の模範となるような取組について、以下の項目により評価する。複数評価を可能とするが、最大2点の加点とする。
		週休2日(4週8休以上)の確保に向けた企業の取組が図られている。
		若手や女性技術者の登用など、担い手確保に向けた取組が図られている。

考查項目別運用表(改訂版) 評価対象項目 新旧対照表

【検査職員】

	(旧)平成29年4月	(新)令和2年4月
2.施工状況		
I.施工管理	<p>契約約款第17条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。</p> <p>施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。</p> <p>工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。</p> <p>現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。</p> <p>工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。</p> <p>立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。</p> <p>建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。</p> <p>施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。</p> <p>下請に対する引き取り(完成)検査を書面で実施していることが確認できる。</p> <p>品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。</p> <p>工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。</p> <p>社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。</p>	<p>契約約款第17条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。</p> <p>施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。</p> <p>工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。</p> <p>現場条件又は計画内容に重要な変更が生じた場合(工期や数量等の軽微な変更は除く)は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。</p> <p>工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。</p> <p>立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。</p> <p>建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。</p> <p>施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。</p> <p>下請に対する引き取り(完成)検査を書面で実施していることが確認できる。</p> <p>品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。</p> <p>工事の関係書類を不足なく作成していることが確認できる。</p> <p>社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。</p>
3.出来形及び出来ばえ		
I.出来形 (土木)	<p>出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。</p> <p>社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。</p> <p>不可視部分の出来形が写真で確認できる。</p> <p>写真管理基準の管理項目を満足している。</p> <p>出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。</p>	<p>出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。</p> <p>社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。</p> <p>不可視部分の出来形が写真で確認できる。</p> <p>写真管理基準の管理項目を満足している。</p> <p>出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。</p>

考查項目別運用表(改訂版) 評価対象項目 新旧対照表

【検査職員】

		(旧)平成29年4月	(新)令和2年4月
3. 出来形及び出来ばえ			
I. 出来形 機械設備工事	据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。	据付に関する出来形管理が、出来形管理図により確認できる。	据付に関する出来形管理が、出来形管理図により確認できる。
	設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。	設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。	設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。
	施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。	施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。	施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。
	設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。	設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。	設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。
	不可視部分の出来形が写真で確認できる。	不可視部分の出来形が写真で確認できる。	不可視部分の出来形が写真で確認できる。
	塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。	塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。	塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。
	溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。	溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。	溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。
	社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。	社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。	社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
	設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。	設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。	設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。
	分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。	分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。	分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。
電気・通信・受変電 設備工事	据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。	据付に関する出来形管理が、出来形管理図により確認できる。	据付に関する出来形管理が、出来形管理図により確認できる。
	機器等の測定(試験)結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。	機器等の測定(試験)結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。	機器等の測定(試験)結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。
	写真管理基準の管理項目を満足している。	写真管理基準の管理項目を満足している。	写真管理基準の管理項目を満足している。
	不可視部分の出来形が写真で確認できる。	不可視部分の出来形が写真で確認できる。	不可視部分の出来形が写真で確認できる。
	設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。	設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。	設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。
	設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。	設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。	設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。
	設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。	設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。	設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。
	配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。	配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。	配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。
	行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。	行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。	行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。
	配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。	社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。	社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。	

考查項目別運用表(建築工事) 評価対象項目 新旧対照表

【監督員】

	(旧)平成29年4月	(新)令和2年4月
1.施工体制		
II.配置技術者	⑫「施工プロセス」チェックリストのうち、配置技術者について指示事項がない、または指示事項に対する改善が速やかに実施された。	⑫「施工プロセス」チェックリストのうち、配置技術者／現場代理人／監理技術者／主任技術者について指示事項がない、または指示事項に対する改善が速やかに実施された。
2.施工状況		
I.施工管理	①契約約款第17条に基づく設計図書の照査結果について、協議を行っている。 ⑥施工計画書作成にあたり、関連工事と遅滞なく調整が十分に図られている。	①契約約款第17条第1項に基づく設計図書の照査結果について、協議を行っている。 ⑥施工図作成にあたり、関連工事と遅滞なく調整が十分に図られている。
IV.対外関係	②工事施工にあたり、近隣住民(施設管理者等を含む)と適切に協議および調整を行っている。 ⑤近隣住民(施設管理者等を含む)対策を実施し、苦情がない。または苦情に対して適切な対応を行い、以降のトラブルがない。	②工事施工にあたり、近隣住民(入居機関等を含む)と適切に協議および調整を行っている。 ⑤近隣住民(入居機関等を含む)対策を実施し、苦情がない。または苦情に対して適切な対応を行い、以降のトラブルがない。
5.創意工夫		
施工関係	冷暖房衛生設備工事等の配管・ダクト等の工夫 作業の安全施工上のための施工方法等の工夫	給排水冷暖房設備工事等の配管・ダクト等の工夫 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫
安全衛生関係	安全仮設備等の工夫(落下物、墜落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) (なし) (なし)	安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫 ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫
施工管理関係	CALSを活用した施工管理の工夫	施工合理化技術(※5)を活用した施工管理の工夫
(注意書き)	※4. 入札時の総合評価の提案にかかる項目は評価しない。 (なし) (なし)	(削除) ※5. 施工合理化技術(プレハブ化、ユニット化、自動化施工(ICT施工、ロボット活用等)、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。)を採用した場合。 ※6. 考查項目「創意工夫」の「■準備片付け関係」から「■安全衛生関係」までの4つの細別ごとに、施工合理化技術を活用して効果があった場合に、その他理由に具体的内容を記載して加点する。

考查項目別運用表(建築工事) 評価対象項目 新旧対照表

【主任・総括監督員】

	(旧)平成29年4月	(新)令和2年4月
2.施工状況		
II.工程管理	③近隣住民(施設管理者等を含む)調整を積極的に行い、トラブルも少なく工期内に工事を完成させた。	③近隣住民(入居機関等を含む)調整を積極的に行い、トラブルも少なく工期内に工事を完成させた。
(注意書き)	※2. 評価にあたっては、評価対象項目の一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。	※2. 評価にあたっては、評価対象項目レ点の数にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。
4.工事特性		
建物固有の施工技術への難しさへの対応	(なし)	・免震装置を設ける工事
7.法令遵守等		
適応事例	14. 安全管理の措置が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。	14. 安全管理の措置が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。

【検査職員】

	(旧)平成29年4月	(新)令和2年4月
2.施工状況		
I.施工管理	①契約約款第17条第に基づく設計図書の照査結果を適切に処理していることが確認できる。	①契約約款第17条第1項に基づく設計図書の照査結果を適切に処理していることが確認できる。
3.出来形及び出来ばえ		
(注意書き)	(なし)	※1. 機械設備工事とは、エレベータ、エスカレータ設備工事等の建設業における機械器具設置工事を含む。

「施工プロセス」チェックリスト(建築工事) 新旧対照表

	(旧)平成29年4月	(新)令和2年4月
1.施工体制		
II.配置技術者	<p>・工事実績情報登録において重複が無く、現場に専任している。(専任義務は建築一式工事5,000万円以上、その他工事2,500万円以上) (施工中 1回/月程度)</p>	<p>・工事実績情報登録において重複が無く、現場に専任している。(専任義務は建築一式工事7,000万円以上、その他工事3,500万円以上) (施工中 1回/月程度)</p>